



## 身体拘束ってダメだよね？



### A. 当然、ダメなんだけれど、ね。

身体的な拘束や、その他障がいのある子どもの行動を制限する、これを「身体拘束」といいます。身体拘束することは禁止されているのよ。身体拘束は、[虐待](#)案件にもなり得るの。

ただし、障がいのある子ども自身や、ほかの利用者への生命または身体を保護するために緊急でやむを得ない場合など、以下の3つの要件は生じたときに限って認められているわ。

- ①利用者本人または他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと(切迫性)
- ②身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと(非代替性)
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的であること(一時性)

止めなければ怪我をしてしまうのが目に見えている、へたをしたらケガでは済まない場合であって、身体拘束以外の手段がない場合に、長期ではなくて一時的な措置として、仕方なしに適用されるのね。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、必ず[記録](#)と報告をしなくちゃいけません。利用者の様態や時間、そのときの障がいのある子どもの心身の状況、身体拘束に至るまでの経緯、緊急やむを得ない理由、その他の詳細な記録が必要なのよ。これも決められていることなのよ。

できれば、その後どのように落ち着いたか、も記録として残せているといいわ。いずれにせよ、身体拘束はしてはいけなし、やむを得ずとしても、するよりはしないほうがいいの。しないで済むようにしたいものです。

[《MENU》](#)

[《不登校って、どう対処すればいいの？》](#)

[《知的障がいってというのは？》](#)

2022-02-07 掲載